

1 令和5年度以降の維持管理について

- 産廃特措法の実実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら種々の対策を講じてきた結果、処分場敷地周辺の蒲の沢、南沢及び大館沢滲出水における1,4-ジオキサンについて、概ね環境基準値と同等のレベルまで低減することができた。
- しかしながら、各滲出水の1,4-ジオキサンが安定して環境基準値を下回るレベルまでには至っておらず、また、蒲の沢上流に位置する北側エリア・遮水壁外側の揚水井戸の一部の地下水から1,4-ジオキサンが環境基準値を超えて検出されていることから、産廃特措法の実実施計画の期間終了後もこれまで行ってきた対策を基本とした環境保全対策を継続することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を維持することが必要である。

2 新たな国支援について

- 令和5年3月末で産廃特措法が失効することから、国に対し令和5年度以降も財政支援を継続するよう要望してきたところ、新たな支援制度が制定されることとなった。
- 新たな支援制度の名称は「産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業）」で、令和5年4月1日から継続して支援を受けるためには、専門家の意見を踏まえた実施計画書を令和5年2月20日までに国に提出する必要がある。

<新たな国支援の概要>

項目	概要
名称	「特定支障除去等維持事業」
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物を残置している事案全て。 ● 全量撤去した事案のうち、令和5年度以降も水処理や浄化を継続する事案
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 水処理費用に対する財政支援 ● モニタリング費用に対する財政支援
支援期間	● 上限5年以内
補助率	● 1 / 3

3 特定支障除去等維持事業の実施方針（案）

- 産廃特措法に基づく実施計画の期間終了後も、これまで行ってきた対策を基本とした環境保全対策を継続することにより、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を維持する。

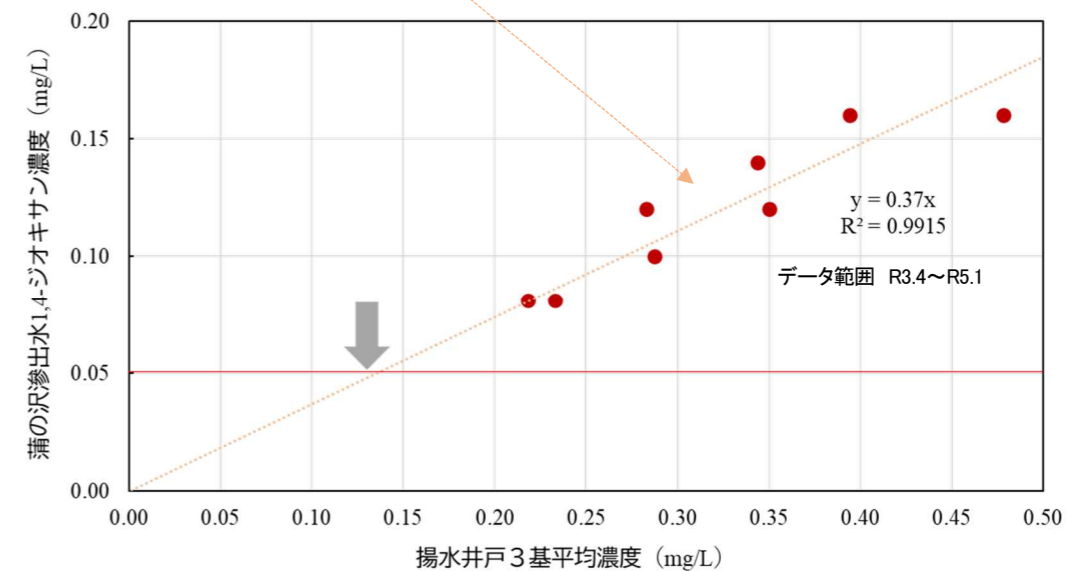
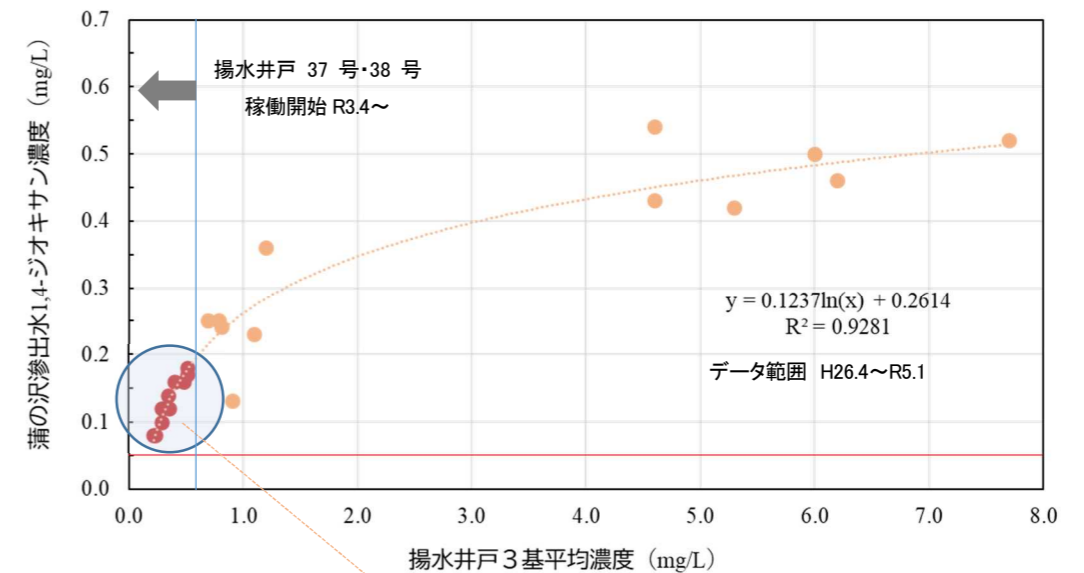
事業の実施スケジュール(案)

項目/年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 汚水処理等の維持管理対策 ・ 汚染地下水等の回収・処理 ・ 水処理施設の維持管理等 ・ 揚水井戸の洗浄					
(2) 雨水排除対策 ・ 雨水排水路、キャッピング、 雨水調整池等の維持管理					
(3) 環境モニタリング ・ 水質等調査					

4 事業の実施内容（案）

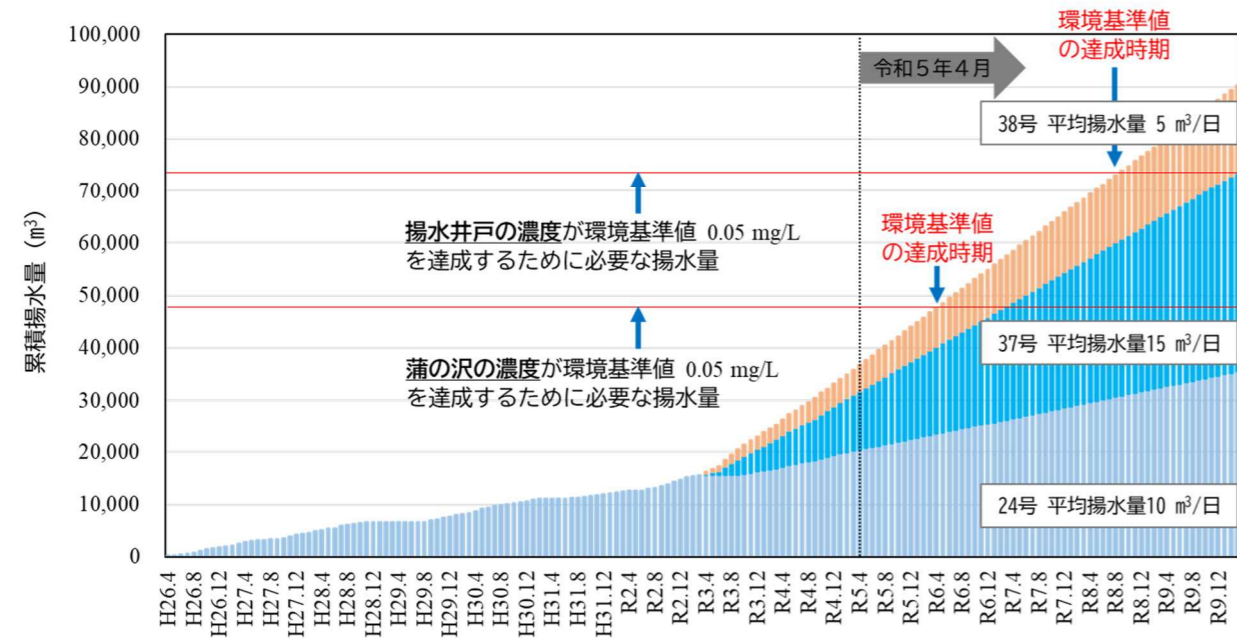
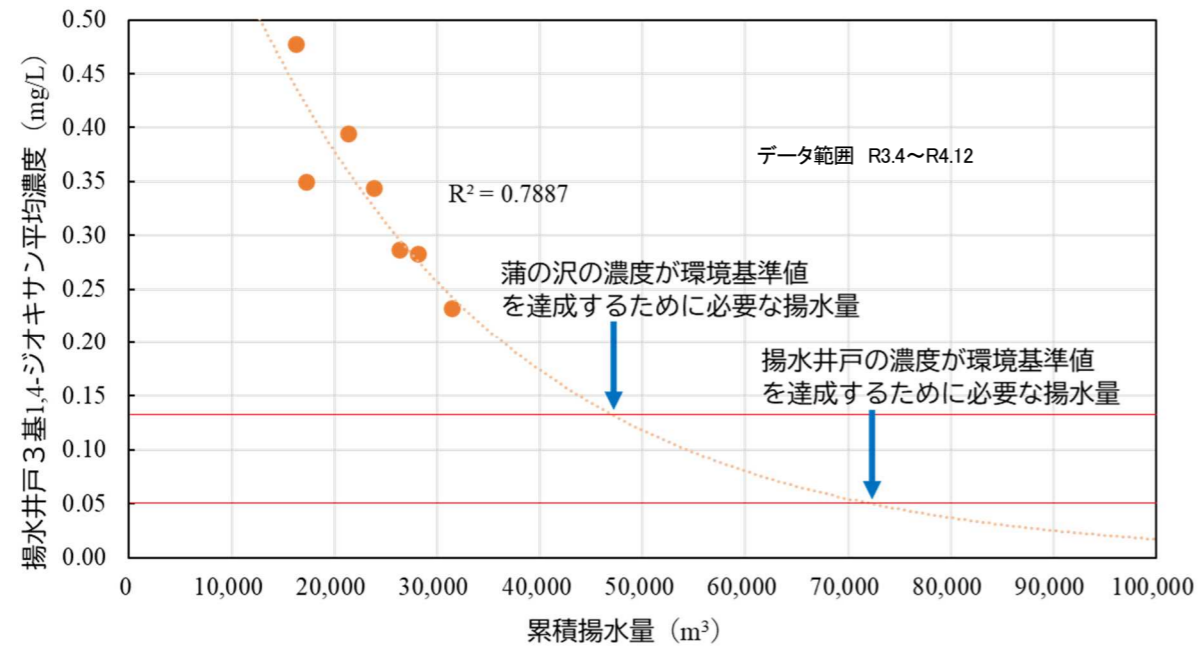
- 令和5年度以降もこれまで行ってきた蒲の沢滲出水及び北側エリア・遮水壁外側揚水井戸（24号、37号、38号等）による汚染地下水の回収・処理等を継続する。
- 上記処理を継続することで蒲の沢滲出水については、令和6年度頃には環境基準を達成し、令和9年頃には安定して環境基準値を下回るレベルまで低減されるものと見込んでいる。
- また、蒲の沢上流部に位置する北側エリア・遮水壁外側地下水中の、4-ジオキサンについては、令和8年度頃には環境基準を達成するものと見込んでいる。

蒲の沢滲出水と揚水井戸の1,4-ジオキサン将来濃度と環境基準値の達成時期



○ 蒲の沢滲出水の1,4-ジオキサン濃度と強い相関が認められた北側エリア・遮水壁外側の揚水井戸（24号、37号、38号）の平均濃度 = Σ （各揚水井戸の濃度 × 各井戸揚水量） / 合計揚水量の完全混合式により平均濃度を求めるとともに、揚水井戸を増設するなど蒲の沢滲出水の追加対策を開始して浄化速度を加速させた令和3年度以降について近似曲線により予測したところ、蒲の沢滲出水が環境基準値 0.05 mg/L を達成するためには、揚水井戸3基の平均濃度が 0.14 mg/L 程度になる必要があると予測された。

蒲の沢滲出水及び揚水井戸の地下水における1,4-ジオキサン将来濃度
必要揚水量及び環境基準の達成時期



- 蒲の沢滲出水が環境基準値を達成するために必要な揚水量は48,000 m³程度となり、その揚水量に到達する時期は令和6年度頃となった。一方、揚水井戸3基が環境基準値を達成するために必要な揚水量は72,000 m³程度となり、その揚水量に到達する時期は令和8年度頃となった。
- したがって、今後も安定的に揚水を継続することにより蒲の沢滲出水が環境基準値を達成する時期は令和6年度頃、蒲の沢上流に位置する北側エリア・遮水壁外側の地下水が環境基準値を達成する時期は令和8年度頃とそれぞれ予測された。
- 遮水壁外側の残留汚染を除去することにより、公共用水域など生活環境保全上の支障の再発リスクが防止されることが見込まれるため、令和5年度以降の5年間は引き続き蒲の沢や北側エリア・遮水壁外側の浄化処理に努めていく。

5 まとめ

- 産廃特措法の実施計画の期間終了後もこれまで実施してきた対策を基本とした環境保全対策を継続することにより、最も浄化が遅れている蒲の沢滲出水の1,4-ジオキサンについても、令和6年度頃には環境基準値を達成し、令和9年度には安定して環境基準値を下回るレベルまで低減されると見込んでいる。
- また、蒲の沢滲出水の1,4-ジオキサンが環境基準値を達成する時期から2年程度の令和8年度頃には蒲の沢上流に位置する揚水井戸の地下水の1,4-ジオキサンについても、環境基準値を達成すると予測しており、蒲の沢上流に残存する汚染が除去されることにより、周辺公共用水域等の生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を維持することが見込まれる。